

第9回岡山行政法実務研究会のご案内

岡山行政法実務研究会幹事
岡山大学大学院法務研究科教授
吉野夏己・南川和宣

岡山行政法実務研究会は、自治体職員、行政法研究者（大学教員）、法曹（弁護士）の三者等を構成メンバーに、自治体における喫緊の法的課題にかかる問題を多角的に検討するために設立された研究会で、平成25年の立ち上げから本年度3年目を迎えることができました。

このたび第9回「岡山行政法実務研究会」を下記の要領で開催しますので、ご案内申し上げます。今回は「自治体法務～内的視点と外的視点～」をテーマに、行政法訴訟の分野における著名な弁護士であり、関西での自治体職員との法務研究会でも活躍されている湯川二郎氏と、長年自治体法務の現場で奮闘され、自治体法務のあり方について独自の体系を確立された福山市職員の坂本正文氏にご講演をいただく予定です。ぜひ、ご参加ください。

また、本研究会は自治体法務に興味のある多くの自治体職員の皆様の参加・登録も受け付けておりますので本研究会への参加の呼びかけもお願いいたします。なお、登録していただいた方には、研究会のご案内をメールにて送付させていただきます。

記

- 1 日 時 平成27年8月8日（土） 午後1時から3時間程度
- 2 場 所 岡山大学津島キャンパス 文化科学系総合研究棟2階 共同研究室
※車で来場できますが、駐車料金が500円かかります。
- 3 テーマ 「自治体法務～内的視点と外的視点～」

・講演テーマ 「弁護士から見た自治体法務～最三小判 H26.1.28（一般廃棄物処理業許可取消等，損害賠償請求事件）の舞台裏」

講演者 湯川法律事務所弁護士・京都産業大学法務研究科教授 湯川二郎氏

講演者略歴 住民・事業者の依頼を受けて行政訴訟・国賠訴訟を多数担当。その中で報告事件を含め、3件の最高裁逆転勝訴判決を得た（最判 H16.9.10、H16.12.7）。もともと、全部実質的に敗訴。それでも、行政訴訟を続けるのは、訴訟の中でしか行政の説明責任・応答責任が果たされないからであり、訴訟は行政と国民との法的対話の場であるから。その

他、自治体や日本経営協会から依頼を受けて自治体職員向けに自治体法務・政策法務研修を担当したり、自治体職員と一緒に法務研究会活動をし、平成19年からは京都産業大学法科大学院で行政法演習を担当して、数少ない合格者輩出を支える。

・講演テーマ「基礎自治体における現場としての法務部門を担当して」

講演者 福山市役所企画総務局総務部総務課主査 坂本正文氏

講演者経歴 今年の3月末で定年退職を迎えるまでの14年間、福山市において、総務課で次長（文書法規担当）、訟務担当主幹として、総務部で参与（訟務担当）として、自治体法務に関与。この間、市町合併を3回、軀埋立架橋訴訟を始めとする数多くの行政事件訴訟、住民訴訟、民事訴訟等を経験。日常的には、年間のべ300件以上の各担当課からの法律相談に対し、その場で処理方針を出すよう、スピード感を持って対応。現場を抱える基礎自治体の、現場としての法務部門のあり方を模索し、そのスタイルを確立。この4月からは、再任用職員として、総務部総務課において、2人の任期付職員（有資格者）と共に、そのスタイルをベースに法律相談業務等を担当。

4 なお、当日は、会員間の交流を図るため、研究会終了後、同会場にて15～20分程度の時間をとり、茶話会（名刺交換会）を開催したいと考えております。

5 今後の予定

・第10回 9月12日（土）

テーマ「地域公共交通（仮）」

報告予定者

岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授 橋本成仁氏

総社市交通政策課主査 別府直樹氏

・第11回 10月3日（土）

テーマ 「災害対策基本法と個人情報保護（仮）」

報告予定者

岡山大学大学院社会文化科学研究科教授 中村誠氏

6 出席および会員登録の連絡先

参加希望の方または会員登録ご希望の方は、Eメール(oatc-office@law.okayama-u.ac.jp)にて事務局（岡山大学法科大学院弁護士研修センター内）までご連絡ください。

なお、本研究会は、自治体職員、研究者および弁護士等の自治体法務関係者の研鑽を目的とした緩やかな勉強会であり、会員の皆様に出席、研究報告、費用の負担などの義務を課すことはございません。ご関心のあるテーマにつき、お気軽にご出席ください。